## 「第 11 次市川市交通安全計画(案)」についてパブリックコメント実施結果 市川市道路交通部交通計画課

○ご意見を提出していただいた方の人数及び件数

①インターネット3人 8件②交通計画課への提出(持参)0人 0件③郵送0人 0件④ファクシミリ1人 4件⑤その他の公表場所への提出(持参)0人 0件

○ご意見への対応

①ご意見を踏まえ、修正するもの

1 件

②今後の参考とするもの

2件

③ご意見の趣旨や内容について、考え方を既に案へ盛り込み済みであるもの 1件

④その他(本案そのものに対するご意見でないもの等)

8件

## ○ご意見の概要と市の考え方

No.	ご意見の概要	市の考え方	ご意見 への対応
1	一方通行道路における二輪車を除 く等の例外をなくし、児童生徒を 含む自転車・歩行者が不安なく利 用できるように計画に盛り込んで ほしい。	規制に関する内容は交通管理者に 伝えさせていただきます。具体的 な施策についての意見は、施策実 施段階で検討させていただきま す。	4
2	横断歩行者の安全確保対策を実行してください。ダンプ、歩行者用信号設置、監視カメラ設置による違反車の摘発必要である。	歩行者の安全確保につきまして、 今後より一層取り組んでまいりま す。具体的な施策についての意見 は、施策実施段階で検討させてい ただきます。	4
3	自転車運転者のマナー教育も必要だが、保険加入とヘルメット着用を義務化し、ヘルメットには保険とリンクした ID を表示し、危険運転者の通報及び個人特定を可能にする。	自転車保険加入の義務化につきましては、千葉県が条例化するタイミングに合わせて市でも条例改正を検討しております。ヘルメット着用の義務化及び通報、個人の特定につきましては、交通管理者と協議の上、事業実施段階で検討してまいります。	2
4	道路が狭く、自転車レーン及び歩 道の確保できないため、道幅が狭 い道路は一方通行化し安全な自転 車レーンを確保する。	規制に関する内容は交通管理者に 伝えさせていただきます。自転車 レーンにつきましては、自転車ネ ットワーク整備計画に基づき整備 してまいります。	4

			1
5	ボランティアの交通監視員により、違反者及び違反自転車のビデオ撮影を行い、警察に通報できるようにする。	個人情報保護の観点から具体的な 施策の検討予定はありません。今 後、法改正など検討の必要が生じ た場合に検討いたします。	4
6	京成電鉄の立体交差化を進め京成八幡駅周辺の踏切の安全を確保する。新庁舎の建設によりできなくなったのか。	新庁舎の建設とは関係ありません。 京成本線の立体化については、担当部署において、木下街道(都市計画道路3・5・26号鬼高若宮線)のアンダーパス化後の交通状況を検証し、改めて方向性を見極める予定としております。	4
7	市道 51 号の拡幅について、進捗状況・問題点・解決案を毎年公表し、事業を進めてほしい。	市道で拡幅している道路につきましては、道路拡幅整備事業として市公式 Web サイトに事業進捗を公表しております。 市道以外の道路につきましては、各道路管理者にご確認ください。	4
8	JR 本八幡駅南側にある市道 0221 号(ドン・キホーテ、南八幡郵便局間の道路)及び市道 6057号(情報プラザ、マクドナルド間の道路)は、歩道が整備されておらず路肩のみで車の往来も多く危険である。それぞれの道路を一方通行にして、歩道を整備してほしい。	規制に関する内容は交通管理者に 伝えさせていただきます。具体的 な施策についての意見は、施策実 施段階で検討させていただきま す。	4
9	計画案では平成 28 年から令和 2 年までの交通事故発生件数のみを 見て「発生件数は年々増加の一途 をたどっていました」としている が、市川市内の交通事故発生件数 は平成 17 年の 2,365 件以来、年々 減少し平成 27 年には 873 件まで 減少している。	「発生件数は平成 29 年から平成 31 年まで増加傾向にありました」に訂正いたしました。	1
10	周辺市が減少傾向を維持しているのに対し、市川市は平成28年以降交通事故発生件数が増加傾向にあることについて、従来の傾向と大きく違っており特異であると認識し、今回の交通安全計画策定にあたり、その原因を分析し行政、市民の間で共有すべきことである。	令和2年に交通事故発生件数は減少に転じておりますが、新型コロナウィルス感染拡大による外出自粛等の影響も考えられるため、事故発生件数及び負傷者数の動向について今後も注視していく必要があります。また、新型コロナウィルス感染拡大等による市民のライフスタイル・交通行動の変化にも注視したうえで必要な対策について検討してまいります。	4

	平成 28 年以降の交通事故増加に	ご指摘のとおり、外環道の整備に	
	ついて、交通事故発生地点をみる	より道路環境が変化してきたこと	
	と外環道およびその周辺道路での	から、関連する幹線道路において	
	事故発生の増加は明らかであり、	も交通安全対策の更なる推進を図	
	また国道 14 号およびその周辺の	ってまいります。	
11	事故発生の増加も著しいことか		3
	ら、都市計画道路 3・4・18、外環		
	道が供用開始された影響が大きい		
	と考えられる。単に発生件数だけ		
	でなく、このような分析が必要で		
	ある。		
	交通安全対策を立てるにあたって	今後の参考とさせていただきま	
	は、交通事故の現状分析が不可欠	す。	
	であるが、10 と 11 のような分析		
	を踏まえれば、車のための大きな		
12	道路を整備することは交通事故の		
	減少とは結び付かず、かえって周		2
	辺からの市内への交通流入の増大		
	を招き事故の増加を招くという認		
	識が必要であり、こうした視点に		
	立った交通安全計画の見直しが必		
	要である。		